就学援助費制度について

吹田市立の小中学校に就学しているお子さんがいるご家庭で、制度の認定条件を満たす方を対象に、学用品費、校 外活動費などの学校で必要な費用を援助しています。

認定には所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは2~3月に配布する「令和7年度(2025年度)就学援助費 申請のお知らせ」をご覧ください。

申請時期・方法

- 一斉受付期間 | 令和7年4月1日 (火) ~5月25日 (日) ただし窓口受付は5月23日 (金) まで
 - ※ 一斉受付期間後も令和8年3月31日まで随時申請を受付けますが、申請を受付けた月からの月割支給(減額措置)となります。なお、3月の申請は、原則修了式までにお願いします。
- ① 電子申請 | 吹田市ホームページから24時間申請が可能です!
- ② 郵送申請 | 学務課にご提出ください。消印日をもって申請日とします。

必ず、特定記録郵便または、簡易書留でお送りください。

宛先: 〒564-0027 吹田市朝日町3番402号

吹田市教育委員会 学務課 就学援助担当



▲就学援助 HP

③ 窓口申請 | 平日の午前9時から午後5時30分まで

場所:吹田市教育委員会 学務課(吹田市朝日町3番402号 吹田さんくす3番館4階)

医療券(医療費援助)交付について

就学援助費を申請し、認定となった世帯又は生活保護世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診する場合、保険証・医療証と医療券を併用することにより(生活保護世帯は医療券のみ使用)医療費の援助を受けることができます。

受診される前に、学務課に電子申請し、医療券の発行を受けてください。

詳しくは就学援助ホームページをご覧ください。

受診科	医療券の対象となる疾病
眼科	トラコーマ・結膜炎(アレルギー性は対象外)
皮膚科	白せん、かいせん(水虫)、膿かしん(とびひ)
耳鼻科	中耳炎(急性、慢性、滲出性を問わず)、アデノイド
	慢性副鼻腔炎(急性、アレルギー性鼻炎は対象外)
歯科	う歯(虫歯)健康保険診療範囲内。歯磨き指導等の予防処置は対象外
その他	寄生虫病(虫卵保有を含む)

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和7年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に 支給します。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

新小学校1年生

申請期間 | 令和7年2月1日 (土) から2月28日 (金) ただし窓口受付は2月3日 (月) から

詳しくは、令和7年1月末頃に、新入学説明会の案内に同封してあらためてご案内します。

新中学校1年生

中学校の新入学生徒学用品費については、小学校6年生時の就学援助費3月分に加算して支給します。就学援助受給認定世帯が対象です。

◆お問合せ先: 吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196 (直通)